

## 常務理事会

(第48事業年度・第11回

平成26年1月14日常務理事会)

主な議事内容は次のとおりです。

### 審議事項

1. 品質管理基準委員会からの意見  
具申『品質管理基準委員会研究報告「審査を実施しない場合の自己点検チェックリスト」』に関する件

平成25年3月26日の監査基準改訂により、品質管理の方針及び手続において意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には審査をうけないことができることとされ、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」において幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告書の利用者が限定されている監査業務については審査を要しないことができるとされた。そのため、監査意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法として、文書化した自己点検を行うことを目的とし、品質管理基準委員会研究報告第1号「審査を実施しない場合の自己点検チェックリスト」を取りまとめた旨提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

2. 中小事務所等施策調査会からの  
答申「中小企業の会計に関する指  
針(平成25年版)」に関する件

日本公認会計士協会、日本税理士会  
連合会、日本商工会議所及び企業会計  
基準委員会の関係4団体が主体となっ  
て設置された「中小企業の会計に関す

る指針」作成検討委員会において、各  
種の企業会計基準委対応した見直しを  
行うことを目的として、「中小企業の  
会計に関する指針(平成25年版)」を取  
りまとめた旨提案があり、審議の結果、  
提案どおり承認された。

3. 監査・保証実務委員会からの答  
申に関する件

- (1) 「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」の改正について
- (2) 監査・保証実務委員会報告第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」の改正について ほか3件

企業会計基準第22号を始め会計基準  
及び監査基準委員会報告書等の公表及  
び改正が行われたことを受け、「特別  
目的会社を利用した取引に関する監査  
上の留意点についてのQ&A」を改正す  
ることとした旨、また、企業会計基準  
委員会から平成25年9月13日付けで  
「連結財務諸表に関する会計基準」等  
が公表されたことを受け、監査・保証  
実務委員会報告第52号「連結の範囲及  
び持分法の適用範囲に関する重要性の  
原則の適用等に係る監査上の取扱い」  
他3つの実務指針等を改正することと  
した旨提案があり、審議の結果、提案  
どおり承認された。

4. 会計制度委員会からの答申  
『IASBディスカッション・ペー  
パー「財務報告に関する概念フレー  
ムワークの見直し」に対する意見』  
に関する件

国際会計基準審議会( IASB ) から平  
成25年7月18日付けで公表されたディ  
スカッション・ペーパー「財務報告に  
関する概念フレームワークの見直し」  
に対する協会意見を取りまとめた旨提  
案があり、審議の結果、提案どおり承  
認された。

5. 学校法人委員会からの答申『学  
校法人委員会実務指針「学校法人  
会計基準の一部改正に伴う計算書  
類の作成について(通知)」に関  
する実務指針』に関する件

文部科学省から平成25年9月2日付  
けで発信された「学校法人会計基準の  
一部改正を伴う計算書類の作成につい  
て(通知)」及び「恒常的に保持す  
べき資金の額について」の改正につい  
て(通知)」を受け、実務に適用する  
に当たっての具体的指針を、学校法人  
委員会実務指針第45号『「学校法人会  
計基準の一部改正に伴う計算書類の作  
成について(通知)」に関する実務指  
針』を取りまとめた旨提案があり、審  
議の結果、提案どおり承認された。

6. 公会計委員会からの答申に関す  
る件

- (1) 国際公会計基準審議会  
( IASB ) 『国際会計基準公開草  
案第48号「個別財務諸表」に対す  
るコメント』について
- (2) 国際公会計基準審議会  
( IASB ) 『国際会計基準公開草  
案第49号「連結財務諸表」に対す  
るコメント』について ほか4件

国際公会計基準審議会( IASB ) か  
ら平成25年10月付けで公表された、国  
際公会計基準公開草案第48号「個別財  
務諸表」、第49号「連結財務諸表」等  
に対する協会意見を取りまとめた旨提  
案があり、審議の結果、提案どおり承  
認された。

### 報告事項

1. IAASBニューヨーク会議報告に  
関する件

平成25年12月9日から13日にかけて  
ニューヨークで開催された国際監査・  
保証基準審議会( IAASB ) 会議につい  
て報告があった。

このほか、主な審議・報告事項は次

のとおりです。

業種別委員会からの答申『業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」の改正について』に関する件

IT委員会からの答申『IT委員会報告第2号「Trustサービスに係る実務指針（中間報告）」の改正について』に関する件

「税効果会計検討プロジェクトチーム」の設置に関する件

「子ども子育て支援法対策プロジェクトチーム」の設置に関する件

2013年度 海外会計・監査調査研究基金資産（岡本ファンド）による海外派遣報告に関する件

2014年度 海外会計・監査調査研究基金資産（岡本ファンド）による海外派遣の実施に関する件

## 理事会

（第48事業年度・第11回

平成26年1月15日理事会）

主な議事内容は次のとおりです。

### 会長報告

森会長から、与党税制改正大綱の公表、会長声明の発出、実務補習所、プロジェクトチームの近況について、会則第95条に基づく報告があり、協議を行った。

### 報告事項

1. 会長声明『今3月期の「監査における不正リスク対応基準」への対応及び会社法監査における十分な監査時間の確保について』に関する件

今3月期は、「監査における不正リスク対応基準」の適用初年度に当たる。

不正への対応が基準レベルで整備されたことは、監査人による不正への真摯な対応を求める社会からの強い期待が込められていると認識し、同基準の意義や趣旨を十分踏まえ適切な対応を図る必要がある。上場会社においては、会社法監査においても不正リスク対応基準に基づく監査の実施が求められること、会計監査人の監査報告については会社計算規則第130条により通知期限までの監査時間が保証されていることを踏まえ、平成25年12月25日付けで、会長声明『今3月期の「監査における不正リスク対応基準」への対応及び会社法監査における十分な監査時間の確保について』を公表した旨報告があった。

### 2. IFACソウル総会及び理事会報告に関する件

平成25年11月13日及び14日に国際会計士連盟（IFAC）年次総会、11月15日に理事会が、ソウルで開催されその概要について報告があった。

### 3. CAPA理事会及び総会 コルカタ会議報告に関する件

平成25年11月20日にインドのコルカタで開催されたアジア・太平洋会計士連盟（CAPA）総会及び理事会について報告があった。

### 4. GAA理事会 東京会議 報告に関する件

平成25年11月10日から11日にかけて東京で開催されたグローバル・アカウンティング・アライアンス（GAA）加盟団体による理事会について報告があった。

このほか、主な報告事項は次のとおりです。

AICPAカンファランス報告に関する件

「監査業務モニター会議活動報告」に関する件

修了考査取扱指針の改訂に関する件

以上

（総務本部長 中塚雅一）